

建設業者の皆様へ

2019年（平成31年）3月29日
（2019年（令和元年）5月8日一部修正）

総合評価方式の変更点について（お知らせ）

2019年度（令和元年度）以降の福山市（上下水道局を含む。）が発注する建設工事における総合評価方式について、次のとおり変更しますのでお知らせします。

○建設工事の総合評価方式における低入札価格調査制度の適用について

2018年度（平成30年度）までの建設工事の総合評価方式においては、予定価格の範囲内であり、かつ最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最も評価値が高い者を落札者としていました（最低制限価格制度）。

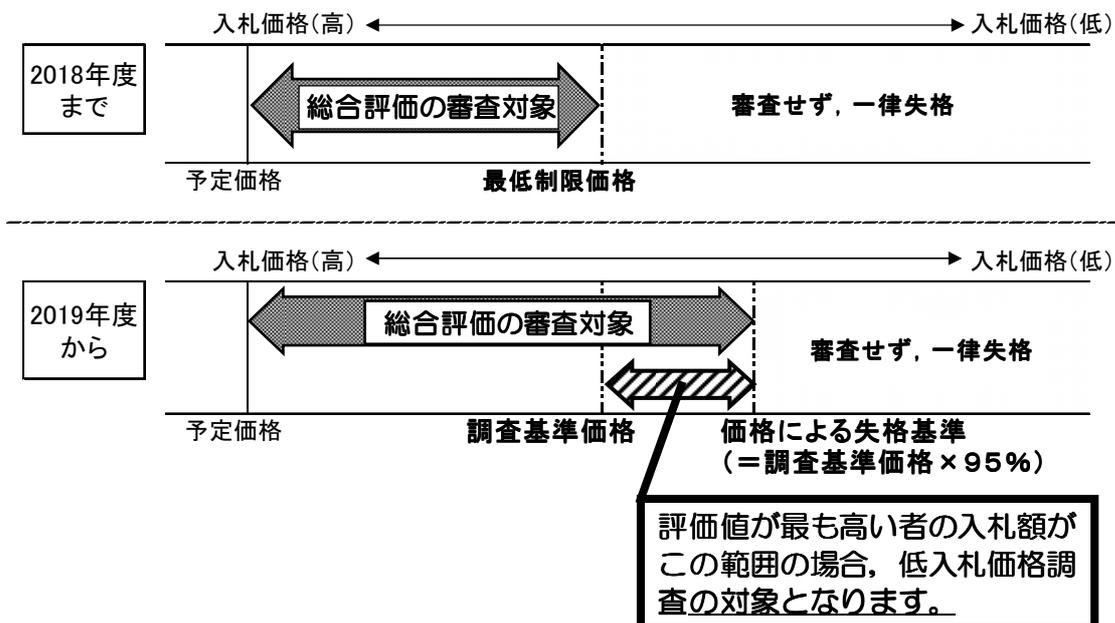
2019年度（令和元年度）からの建設工事の総合評価方式においては、最低制限価格にかわって調査基準価格を設定し、調査基準価格未満の価格で入札をした者が最も評価値の高い者となった場合には、その者が工事の適正な施工が可能かを調査（低入札価格調査）した上で、落札者を決定します（低入札価格調査制度）。

ただし、低入札価格調査制度においては、価格による失格基準を設け、価格による失格基準未満の価格で入札をした者は、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして、総合評価の審査を実施せずに当該入札者を失格とします。

※ 調査基準価格は、最低制限価格と同じ算定式で算出した価格をもとに0%～0.3%未満の範囲内で電子計算機が任意に算出した価格とします。

※ 価格による失格基準は、調査基準価格の95%とします。

【総合評価方式の審査】



○調査基準価格未満の者が落札者となった場合の措置について

低入札価格調査の結果、調査基準価格未満の者が落札者となった場合には、契約時に、その者に対して次の措置を講じます。

- ア 契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とする。
- イ 受注者の責めに帰すべき事由等により契約解除が行われた場合に受注者が支払うべき違約金の額を、請負代金額の10分の3とする。
- ウ 瑕疵担保責任の存続期間を、工事目的物の引渡しを受けた日から起算して4年（木造の建物等の工事及び設備工事等の場合にあつては、2年）以内とする。
- エ 設計金額5,000万円以上の工事の場合においては、監理技術者又は主任技術者とは別に、これらと同等程度の技術者（以下「低入札技術者」という。）を専任で1名配置しなければならないこととする。また、低入札技術者は現場代理人を兼ねることはできないこととする。なお、低入札技術者の要件は、技術者に求める経験を除き、入札公告で定める配置予定技術者の要件（直接的かつ恒常的な雇用関係を含む。）と同一とする。
- オ 設計金額5,000万円未満の工事の場合においては、監理技術者又は主任技術者は現場代理人を兼ねることができない。
- カ 工事期間内に、予告無く施工体制等を確認するための立入点検を実施する。

○建設工事の総合評価方式における評価基準の見直しについて

総合評価方式の評価基準について、技術力の高い企業の能力をより適正に反映できるよう、標準点に対する加算点の割合を引き上げます。

（2018年度まで）加算点は、10点から50点までの範囲内で、案件毎に公告時に定める。

（2019年度から）加算点は、10点から80点までの範囲内で、案件毎に公告時に定める。

※参考 （評価の方法）技術評価点＝標準点＋加算点

評価値＝技術評価点／入札価格×10,000,000

○実施期日

2019年（平成31年）4月1日

問い合わせ先

福山市建設局建設管理部建設政策課
（契約担当）

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

TEL 084-928-1076

FAX 084-926-9167

Mail keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市上下水道局経営管理部管財契約課

〒720-8526 福山市古野上町15番25号

TEL 084-928-1503

FAX 084-928-1631

Mail kanzai-keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp